

東日本通商株式会社（以下「甲」という）の商品を貸し出し（以下「レンタル」という）にての御利用、誠にありがとうございます。  
お客様（以下「乙」という）が、甲所有の商品及びその附属品を御使用いただくに当たって、次のことをお約束していただきます。

## レンタル利用規約

### 契約要項

- このレンタル契約とは甲が所有する商品をレンタルするものです。
- 甲は、乙に表記契約書の商品を表記契約書の期間、表記契約書の料金にてレンタルいたします。
- 商品の御使用は日本国内のみとし、商品の利用保管については十分な御注意をお願いします。
- 乙は甲の同意なく商品を第三者に使用させる賃貸、譲渡、質入れ、占有、移転等の処分をしてはいけません。また商品を改造、改装してはいけません。
- 乙が商品を使用される場合は、「取扱説明書」及び甲による操作説明要領に従ってお使いください。誤った操作や乙の不注意、使用目的以外の御使用により生じた損害については甲は一切の責任を負いません。
- 甲は乙に商品をお渡しする前に操作機能と状態を十分確認し、その後、乙に生じた使用目的を達しない等の損害については、一切責任を負いません。

### 料金について

- 商品が乙の手元に渡った期日から甲の手元に戻るまでの期日（期間）のレンタル料金を頂きます。
- レンタル料金の支払い方法は原則として現金前払いです。レンタル期間中に中途解約された場合であっても、レンタル期間中の料金は頂きます。
- レンタル期間が満了日（お約束の返却予定期日）までに商品を返却していただきます。もし商品がお約束の期日より遅れて返却された場合には、別途に延長料金を頂きます。

- 乙がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知や催告なしでこの契約を解除することができるものとします。この場合、乙は直ちに商品を返却しなければなりません。  
契約が解除された場合であっても甲が商品の返却を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金を頂きます。
- 甲にお支払いいただくレンタル料金は、レンタル商品金額とは別に消費税額を申し受けます。

### 故障について

- 商品を甲に返却される際に、通常の使用による消耗や減価以上に商品が破損し、修理を必要とする場合には、修理代金に相当する費用を弁償していただきます。
- 商品が乙の手元にある間に、返却不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えておれば、その間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品と同額を弁償していただきます。
- 商品が乙の手元にある間に、自損（落下、衝撃、水の侵入等）による故障が生じた場合は、修理代金として別途請求させていただきます。
- 商品が乙の手元にある間に、取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で故障した場合には、甲又はメーカーサービスにて無償修理させていただきます。

以上